



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年10月21日金曜日 第2818号

## ◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の追加募集.....	(総務管理課) ...	836
自衛官候補生の採用試験.....	( " ) ...	836
落札者等の告示.....	(税務課) ...	837
指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課) ...	837
地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	837
農用地利用配分計画の認可.....	(農産園芸課担い手・農地保全対策室) ...	837
保安林の指定施業要件の変更(2件).....	(森林整備課) ...	837
加入区の設定(養殖共済).....	(漁政課) ...	838
製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....	(会計課) ...	838
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	839
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	840
指定居宅サービス事業者の指定.....	( " ) ...	840
指定居宅介護支援事業者の指定.....	( " ) ...	840
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	840
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	841
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	841
道路の供用開始(県道鳥井喜木津線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	841

## 公 告

平成29年度から平成31年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... (会計課) ... 842

## 教育委員会規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則..... (高校教育課) ... 844

## 教育委員会告示

平成29年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項.....	(高校教育課) ...	846
平成29年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項.....	( " ) ...	850
平成29年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項.....	(特別支援教育課) ...	852

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1153号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中村時広

- 男子(平成28年度3・4月採用分(追加募集))  
平成28年11月7日(月)から  
11月25日(金)まで

### ○愛媛県告示第1154号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中村時広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成28年12月3日(土) 平成28年12月4日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1155号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
税制改正に伴う県税システム改修業務委託事業	愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年9月26日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市一番町一丁目15番地2	69,053,040円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第1156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
にこにこ薬局大町店	西条市大町643番地2	古野 翼	精神通院医療(薬局)	平成28年10月1日
ホリバタ薬局	宇和島市広小路1番28号	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療(薬局)	平成28年10月3日

○愛媛県告示第1157号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
四国中央市	土居町上野・畑野の一部	平成26年度から平成27年度まで	四国中央市(土居町上野・畑野の一部)の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成28年10月21日

○愛媛県告示第1158号

平成28年9月12日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
渡部 孝志	愛媛県松山市安城寺町1345番地2	愛媛県松山市太山寺町甲647番乙ほか10筆	5,848.3
農事組合法人たいよう農園	愛媛県大洲市野佐来162番地20	愛媛県大洲市喜多山202番ほか8筆	41,492
株式会社美砥里	愛媛県伊予郡砥部町岩谷口562番地	愛媛県伊予郡砥部町岩谷口762番ほか5筆	14,502

2 認可年月日

平成28年10月12日

○愛媛県告示第1159号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南宇和郡愛南町僧都854、855の1、855の2、880、890

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1160号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘和口917の1(次の図に示す部分に限る。)、941、952から954まで、967、968、971から973まで、974の1、974の2、1134、1135、1150、1151、1153、1154
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
変更しない。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘長月2463(次の図に示す部分に限る。)、2459、2460の1、2460の2、2461、2462、2464、2465の3、2467、2618、御荘菊川545の1から545の9まで、1421、1424の1、1424の2、1428、1431、1432
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘長月2210の1、2210の6、2214、2215、2216の1、2217、2218
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
変更しない。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1161号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1年貝真珠養殖業又は2年貝真珠養殖業

加入区名称	区	域
伊予灘第12加入区	伊区第13号漁業権漁場の区域	
伊予灘第13加入区	伊区第14号漁業権漁場の区域	

○愛媛県告示第1162号

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成8年2月愛媛県告示第192号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の規定は、平成29年度以後の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、平成28年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定による審査(以下「資格審査」という。)は、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(資格審査の申請)</p>	<p>(資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定による審査(以下「資格審査」という。)は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>個人の県民税及び市町村民税(給与所得に係るものに限る。以下「個人住民税」という。)の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあっては、当該特別徴収を実施していること。</u></p> <p>(資格審査の申請)</p>

第3条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、第3号から第5号までに掲げる書類を添付しないことができる。

(1)～(7) 省略

(8) 県税（地方消費税を除く。）及び地方人特別税について未納がない旨の証明書

(9) 省略

様式第1号（第3条関係） 競争入札参加資格審査申請書

省略
～ 年度競争入札参加資格審査申請書
省略
～ 年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格の審査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全て の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。
1 申請要件（該当する にレ印を付すこと。）
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
2 省略
3 省略
4 省略
5 省略

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第5号（第6条関係） 競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更等届出書

省略
～ 年度競争入札参加資格審査申請について、次のとおり変更（事業の休止又は廃止）をいたしましたので、関係書類を添えて提出します。
なお、この変更等届出書及び添付書類の全て の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。
省略

注 不要の文字は、抹消すること。

第3条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、第3号から第5号までに掲げる書類を添付しないことができる。

(1)～(7) 省略

(8) 県税（地方消費税を除く。）及び地方人特別税について未納がない旨の証明書（個人住民税の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあつては、当該特別徴収の実施を証するスタンプの押されたものに限る。）

(9) 省略

様式第1号（第3条関係） 競争入札参加資格審査申請書

省略
～ 年度競争入札参加資格審査申請書
省略
～ 年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格の審査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。
1 省略
2 省略
3 省略
4 省略

様式第5号（第6条関係） 競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更等届出書

省略
～ 年度競争入札参加資格審査申請について、次のとおり変更（事業の休止又は廃止）をいたしましたので、関係書類を添えて提出します。
なお、この変更等届出書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。
省略

○愛媛県告示第1163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、神戸・橋一部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年10月21日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久 門 義 美	西条市中野甲1546番地
"	明 比 勲	西条市中野甲924番地
"	松 本 省 三	西条市中野甲492番地

"	近 藤 和 廣	西条市中野甲155番地
"	丹 政 尚	西条市洲之内甲739番地
"	宇佐美 金 正	西条市安知生45番地
"	西 坂 道 輝	西条市西田甲530番地
"	日 野 哲 也	西条市坂元甲480番地 4
"	村 上 和 孝	西条市野々市59番地
"	瀬 尾 宗 孝	西条市禎瑞641番地
監 事	高 橋 謙 侍	西条市西泉乙381番地 4
"	伊 藤 依 英	西条市洲之内甲193番地
"	伊 藤 龍 二	西条市中野甲1517番地第 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久 門 忠 夫	西条市中野甲1411番地 2
"	明 比 勲	西条市中野甲924番地
"	塩 崎 宗三郎	西条市中野甲672番地
"	近 藤 和 廣	西条市中野甲155番地
"	丹 政 尚	西条市洲之内甲739番地
"	宇佐美 金 正	西条市安知生45番地

  

"	西 坂 道 輝	西条市西田甲530番地
"	日 野 哲 也	西条市坂元甲480番地 4
"	村 上 和 孝	西条市野々々59番地
"	瀬 尾 宗 孝	西条市禎瑞641番地
監 事	難波江 好 美	西条市榎木144番地 4
"	伊 藤 依 英	西条市洲之内甲193番地
"	伊 藤 龍 二	西条市中野甲1517番地第 2

○愛媛県告示第1164号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。  
平成28年10月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100789	社会福祉法人松山手をつなぐ育成会	愛媛県松山市北吉田町77番地34	岡 部 國 男	放課後等デイサービス	多機能型事業所つくしステップ	愛媛県松山市別府町179-9	平成28年10月1日
3850100797	株式会社マルク	愛媛県松山市吉藤3丁目4番6号	北 野 順 哉	放課後等デイサービス	マルクスコラ山越教室	愛媛県松山市山越4丁目4番35号エクセル丸榮110	平成28年10月1日
3850100805	株式会社にじいる	愛媛県松山市市坪北1丁目12-27	中 田 純 子	児童発達支援	児童発達支援にじいる	愛媛県松山市小栗3丁目1-45	平成28年10月1日
3850100805	株式会社にじいる	愛媛県松山市市坪北1丁目12-27	中 田 純 子	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスにじいる	愛媛県松山市小栗3丁目1-45	平成28年10月1日

○愛媛県告示第1165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。  
平成28年10月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
株式会社 FUNKY FAMILY COMPANY	ケアサポート とにかく笑えれば	愛媛県伊予市双海町上灘甲5812番地 2	平成28年 9 月 1 日	訪問介護

○愛媛県告示第1166号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。  
平成28年10月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
医療法人 順風会	居宅介護支援事業所 長安	愛媛県東温市志津川甲29番地 1	平成28年 9 月30日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1167号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。  
平成28年10月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 FUNKY FAMILY COMPANY	ケアサポート とにかく笑えれば	愛媛県伊予市双海町上瀬甲5812番地2	平成28年9月1日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市泊土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年10月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 池 真 悟	松山市泊町971番地
"	門 屋 明 人	松山市泊町758番地
"	小 池 洋 司	松山市泊町822番地
"	松 本 峰 夫	松山市泊町104番地
"	石 丸 國 雄	松山市泊町497番地

監 事	中 村 善 文	松山市泊町577番地
"	中 川 保	松山市泊町513番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 池 真 悟	松山市泊町971番地
"	門 屋 明 人	松山市泊町758番地
"	小 池 洋 司	松山市泊町822番地
"	松 本 峰 夫	松山市泊町104番地
"	石 丸 國 雄	松山市泊町497番地
監 事	中 村 善 文	松山市泊町577番地
"	小 池 俊 就	松山市泊町979番地1

○愛媛県告示第1169号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-23)第11282号	平成23年9月19日	(有)吉尾電気工事務所	吉尾 浩和	大洲市徳森512-24	平成28年9月5日	電気工事業	建設業の廃止
(般-24)第17045号	平成24年7月20日	(株)真建	井上 順一	大洲市平野町野田3183	平成28年9月5日	土工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-23)第9230号	平成23年9月20日	南予電器水道	善家 博	南宇和郡愛南町御荘平城2170	平成28年9月14日	土工事業、電気工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特-26)第578号	平成27年3月2日	飛田建設(有)	飛田 泰広	西宇和郡伊方町湊浦1-1	平成28年9月20日	土工事業、建築工事業 とび・土工事業 管工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-24)第12098号	平成25年1月31日	(株)ジオックス	二宮 雅文	宇和島市和霊元町1-2-18	平成28年9月23日	建築工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-26)第11533号	平成26年12月9日	(有)篠原建設	篠原 孝	喜多郡内子町大瀬北3220	平成28年9月23日	大工工事業、屋根工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-28)第11186号	平成28年7月10日	(有)吉村建設	吉村三津子	南宇和郡愛南町中川708	平成28年9月27日	とび・土工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町足成ダバ837番地先から 同町足成ダバ840番地先まで	平成28年10月21日

## 公 告

### ○ 公 告

平成29年度から平成31年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

平成28年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 営業種別

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 機械器具類
- (3) 自動車・舟艇類
- (4) 印刷・製本類
- (5) 薬品類
- (6) 石油・燃料類
- (7) 工事材料類
- (8) 家具類
- (9) その他

#### 2 製造の請負等に係る競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

#### 3 資格

- (1) 競争入札に参加することができる者は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たす者であって、同条第1項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、適格と認められたものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

#### 4 申請の時期

平成28年11月14日（月）から12月16日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時、申請を受け付けるが、この場合には、競争入札に間に合わないことがある。

#### 5 申請書類の交付方法及び提出先

- (1) 交付方法

県ホームページの申請書等電子配布サービス（<http://www.pref.ehime.jp/kense/denshigyose/shinsesho/index.html>）によるほか、別表に掲げる申請書類の提出先のいずれかに対し請求があれば交付する。

#### (2) 提出先

別表のとおりとする。

#### 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

#### 7 資格の審査結果の通知

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

#### 8 資格の効力

資格は、平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

#### 9 平成32年度から平成34年度までの資格審査

平成32年度から平成34年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、平成31年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

#### 10 問い合わせ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2156

## 別表（5関係）

申請書類の提出先	申請者の住所
愛媛県出納局会計課用品調達係 〒790 - 8570 松山市一番町4 - 4 - 2 電話番号 089 - 912 - 2156	松山市、伊予市、東温市、久 万高原町、松前町、砥部町、 県外
東予地方局総務企画部総務県民課総務係 〒793 - 0042 西条市喜多川796 - 1 電話番号 0897 - 56 - 1300（内線205） 又は 東予地方局今治支局総務県民室総務県民防災グループ 〒794 - 8502 今治市旭町1 - 4 - 9 電話番号 0898 - 23 - 2500（内線201）	新居浜市、西条市、四国中央 市  今治市、上島町
南予地方局総務企画部総務県民課総務係 〒798 - 8511 宇和島市天神町7 - 1 電話番号 0895 - 22 - 5211（内線205） 又は 南予地方局八幡浜支局総務県民室総務県民グループ 〒796 - 0048 八幡浜市北浜1 - 3 - 37 電話番号 0894 - 22 - 4111（内線210）	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町  八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月21日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第1の1（第2条関係）								別表第1の1（第2条関係）							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
省略								省略							
西条高等学校	3年	普通科 理数科 国際文理国際科 国際文理理数科 商業科	<u>600</u> 40 80 120	省略				西条高等学校	3年	普通科 理数科 国際文理国際科 国際文理理数科 商業科	<u>640</u> 80 40 120	省略			
省略								省略							
今治南高等学校	3年	普通科 園芸クリエイト科	<u>600</u> 120					今治南高等学校	3年	普通科 園芸クリエイト科	<u>640</u> 120				
省略								省略							
今治工業高等学校	3年	機械科 機械造船科 電気科 情報技術科 環境化学科 繊維デザイン科	<u>40</u> 80 120 120 120 120					今治工業高等学校	3年	機械科 機械造船科 電子機械科 電気科 情報技術科 環境化学科 繊維デザイン科	<u>80</u> 40 40 120 120 120 120				
省略								省略							
松山商業高等学校	3年	商業科 流通経済科 国際経済科 地域ビジネス科 情報ビジネス科	240 360 80 40 360	省略				松山商業高等学校	3年	商業科 流通経済科 国際経済科 情報ビジネス科	240 360 120 360	省略			
省略								省略							
八幡浜高等学校	3年	普通科 商業科	480 <u>120</u>	省略				八幡浜高等学校	3年	普通科 商業科	480 <u>160</u>	省略			

省略							
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	360 120				

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員
省略					
松山城北分校	知的障害者	高等部 本科	3年	普通科 産業科	32 24
省略					
新居浜特別支援学校	知的障害者	省略 高等部 本科	3年	普通科 産業科	80 24
省略					

備考 省略

省略							
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	400 120				

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員
省略					
松山城北分校	知的障害者	高等部 本科	3年	普通科 産業科	24 24
省略					
新居浜特別支援学校	知的障害者	省略 高等部 本科	3年	普通科 産業科	72 24
省略					

備考 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（高等学校の入学定員の特例）

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成29年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程	
	学科	入学定員
西条高等学校	国際文理国際科 国際文理理数科	40
今治工業高等学校	機械造船科	40
松山商業高等学校	地域ビジネス科	40

（高等学校の入学定員の適用除外）

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	全日制の課程	備考
	学科	
松山商業高等学校	国際経済科	平成29年度から生徒募集を停止

（特別支援学校の入学定員の特例）

4 別表第4備考本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成29年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	学校が行う教育の対象者	部	学科	入学定員
松山城北分校	知的障害者	高等部 本科	普通科	16
新居浜特別支援学校	知的障害者	高等部 本科	普通科	32

## 教育委員会告示

## ○愛媛県教育委員会告示第9号

平成29年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成28年10月21日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

## 平成29年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

平成29年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

## 第1 募集

- 1 平成29年度県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、一括して募集すること（以下「くくり募集」という。）ができる。

また、国際文理国際科及び国際文理理数科（以下「国際文理科」という。）についてはくくり募集する。

さらに、理数科及び国際文理科については、普通科とのくくり募集ができる。

## 第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の定めるところによる。

## 第3 一般入学者選抜

## 1 実施学科

平成29年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

## 2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあっては当該学科の募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

## 3 出願

## (1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 平成29年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

## (2) 出願期間

ア 出願期間は、平成29年2月17日（金）午前9時から同月23日（木）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月23日（木）に

あつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- イ 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、(5)の志願変更期間中も出願することができる。

## (3) 出願制限

ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、二つ以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科又は国際文理科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

## (4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接）、志願先の高等学校の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県立高等学校入学志願理由書を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、愛媛県立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を志願先高等学校長に提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中（保護者の転勤に伴う志願変更期間中）の出願にあっては、志願変更期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成29年1月13日（金）までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があつた場合は、その写しを平成29年1月20日（金）までに教育長に提出し、協議するものとする。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書（厳封すること。）を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。

オ 海外帰国生徒等としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、平成29

年1月13日(金)までに海外帰国生徒等取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 高等学校長は、海外帰国生徒等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成29年1月20日(金)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を助案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間(帰国した日から平成29年2月16日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、平成29年2月24日(金)午前9時から同年3月2日(木)正午までの間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額(1,250円)に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同年3月2日(木)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、平成29年2月24日(金)午前9時から同年3月2日(木)正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(ア) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

平成29年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(平成28年3月31日愛媛県教育委員会公告)1(1)イに定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部分校デザイン科(以下「工業に関するデザイン科」という。)の入学志願者(当該学科を第2志望とする者を含む。(3)において同じ。)に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
平成29年 3月8日(水)	9:00~9:30	点呼・受検上の注意
	9:45~10:30	国 語
	10:45~11:10	国 語(作文)
	11:25~12:15	理 科
	12:15~13:10	( 昼 食 )
	13:15~14:05	社 会
平成29年 3月9日(木)	9:00~9:30	点呼・受検上の注意
	9:45~10:35	数 学
	10:50~11:50	英 語
	11:50~12:50	( 昼 食 )
	13:00~	面 接 (工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト(30分)終了後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 入学者の選抜方法

(1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

(2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(イ) 調査書点(調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。)は、135点満点とする。

(ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学

志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（以下「A」という。）、調査書点に基づく得点（以下「B」という。）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点（以下「C」という。）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科及び専門学科（理数科を除く。）】 【理数科及び総合学科】

満点の比率	得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
	A	B	A	B	C
6	2	2	300	100	100
5	3	2	250	150	100
5	2	3	250	100	150
4	4	2	50x	50y	200
4	3	3	250	135	200
4	2	4			200
3	4	3			150
3	3	4			150

満点の比率	得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
	A	B	A	B	C
6	2	2	300	100	100
5	3	2	250	150	100
5	2	3	250	100	150
4	4	2	50x	50y	200
4	3	3	300	135	200
4	2	4			200
3	4	3			150
3	3	4			150

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に  $\frac{50x}{250}$  または  $\frac{50x}{300}$  を乗じてAを、調査書点に  $\frac{50y}{135}$  を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

A = 学力検査の成績 ×  $\frac{300}{250}$  (300点満点)

B = 調査書点 ×  $\frac{100}{135}$  (100点満点)

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算(100点満点)

イ 定時制の課程

(ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。

(イ) 調査書点は、135点満点とする。

(ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率	得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
	A	B	A	B	C
6	2	2	300	100	100
5	3	2	250	150	100
5	2	3	250	100	150
4	4	2	50x	50y	200
4	3	3	150	135	200
4	2	4			200
3	4	3			150
3	3	4			150

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に  $\frac{50x}{150}$  を乗じてAを、調査書点に  $\frac{50y}{135}$  を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

(3) 全日制の課程における普通科の通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選抜する。

(4) 海外帰国生徒等の入学志願者で、第3の3(4)オ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度とする員数については、募集定員を超えることができるものとする。

(5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年3月17日(金)午前10時に、当該高等学校において、受験番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

(1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成29年3月17日(金)から1月間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日

及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く日の午前9時（平成29年3月17日（金）にあつては、午前10時）から午後5時（夜間定時制課程にあつては、午後9時）までの間に、志願先の高等学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

平成29年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科、理数科及び国際文理科にあつては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあつては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあつては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

ア 推薦入学を志願できる者は、平成29年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であつて、次の要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学校長」という。）が推薦するものとする。

(ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。

(イ) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。

(ウ) 人物が優れていること。

(エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。

(オ) 次の要件のいずれかに該当すること。

a 特別活動において優れた実績を有すること。

b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。

c 理数科、国際文理科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあつては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成29年1月23日（月）午前9時から同月30日（月）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月30日（月）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあつては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。

イ 県内の中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、推薦入学受検票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

(1) 調査書

(2) 推薦書

5 作文、小論文、面接、集団討論等

(1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくとも一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	作文・小論文、面接・集団討論等
平成29年 2月9日（木）	9:00～	点呼・受検上の注意
	点呼・受検上の注意終了後	作文・小論文
	作文・小論文終了後	面接・集団討論（工業に関するデザイン科にあつては、実技テスト（30分）終了後に面接・集団討論）

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

(1) 高等学校長は、平成29年2月14日（火）午前10時から同月

16日（木）正午までの間に、在籍中学校長に選抜の結果を推薦入学者選抜結果通知書により通知するとともに、合格内定通知書を交付する。

- (2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。
- (3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、入学確約書を平成29年2月21日（火）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年3月17日（金）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

平成29年3月8日（水）及び9日（木）に実施した一般入学者選抜（以下「第1次募集」という。）における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、平成29年3月17日（金）午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成29年3月21日（火）午前9時から同月29日（水）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月29日（水）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、平成29年3月21日（火）午前9時から同月29日（水）正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
平成29年 4月3日（月）	9:30～10:00	点呼・受検上の注意
	10:15～10:45	国 語
	11:00～12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選択受検
	12:00～13:00	（ 昼 食 ）
	13:10～	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年4月4日（火）午前10時に、当該

高等学校において、受検番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

第1次募集の場合に準ずる。ただし、口頭による開示請求をすることができる期間は、平成29年4月4日（火）から1週間とする。

第6 その他

1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。

2 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。

3 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第10号

平成29年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成28年10月21日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

平成29年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成29年度愛媛県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成29年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校	160名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名
愛媛県立宇和島南中等教育学校	160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成29年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者

(2) 平成29年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者又は県外の義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、平成28年12月15日（木）午前9時から同月21日（水）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月21日（水）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

5 出願手続

(1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒（長形3号とし、必ず宛先を明記して82円切手を貼ること。）を添え、在籍する小学校等又は義務教育学校の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先の中等教育学校の校長（以下「志願先中等教育学校

長」という。)に提出しなければならない。

(2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。

(3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

(4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成28年12月8日(木)までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成28年12月14日(水)までに教育長に提出し、協議するものとする。

(5) 海外帰国児童等としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国児童等としての扱いを希望する者は、平成28年12月8日(木)までに海外帰国児童等取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校長は、海外帰国児童等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成28年12月14日(水)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国児童等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は平成29年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間(帰国した日から平成28年12月14日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

#### 6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

#### 7 調査書の提出

(1) 小学校長は、調査書を平成28年12月26日(月)から同月28日(水)又は平成29年1月4日(水)から同月5日(木)までの午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。

(2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

#### 8 受検票の交付

中等教育学校長は、平成28年12月26日(月)から平成29年1月5日(木)までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長

を通じて入学志願者に交付する。

#### 9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

(1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。

(2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うものとする。

(3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
平成29年 1月9日(月)	8:50	集 合 (志願先中等教育学校体育館)
	9:00~9:25	点呼、受検上の注意
	9:40~10:30	作 文
	10:50~11:50	適 性 検 査
	11:50~12:40	( 昼 食 )
	12:40~	面 接

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

(6) 受検に当たっての留意事項

ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。

イ 当日の持参品は、次のとおりとする。

受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き(無地)、弁当

ウ イの持参品以外のもの(計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等)の検査場への持込みは、禁止する。

#### 10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

(1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。

ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。

イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。

(2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

(3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選考する。

(4) 海外帰国児童等の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

## 11 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、平成29年1月16日(月)午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。
- (2) 中等教育学校長は、平成29年1月16日(月)午前9時から同月18日(水)正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び関係小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

## 12 選考結果の口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成29年1月16日(月)から1週間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時30分(1月16日(月)にあっては、午前9時)から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。  
なお、電話、はがき等による請求はできない。
- (4) 開示内容については、次のとおりとする。  
調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

## 13 入学予定者の手続等

## (1) 入学予定者の手続

## ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成29年1月16日(月)の入学予定者の発表後から同月20日(金)午後4時まで(受付時間は、午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

## イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

## ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

## (2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、関係小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、平成29年3月31日(金)ま

でとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について関係小学校長を経て通知するものとする。

## 14 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

## ○愛媛県教育委員会告示第11号

平成29年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成28年10月21日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

## 平成29年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成29年度愛媛県県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

## 第1 募集人員

平成29年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

## 第2 本科入学者選抜

## 1 出願

## (1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成29年3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校(以下「中学部等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

## (2) 出願期間

入学願書の提出期間は、平成29年1月30日(月)から2月10日(金)までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(2月10日(金)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

## (3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障がい部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校(みなら特別支援学校及び松山城北分校を除く。)の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。

- (イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1志望及び第2志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とするとき。
- (ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。
- (エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1志望及び第2志望とするとき。

#### (4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接）、志願先の特別支援学校の校長（以下「志願先校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

- (7) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて志願先校長に提出しなければならない。
- (イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

#### 2 報告書

- (1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、平成29年2月13日（月）午前9時から同月20日（月）午後4時までの間に、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票（松山盲学校の入学志願者に限る。）

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。
- (3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

#### 3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

##### (1) 検査教科

当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）が、学校の実態に応じて決定する。

##### (2) 検査問題

平成29年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成28年3月31日愛媛県教育委員会公告）2(1)イ(ア)に定めるところによる。

##### (3) 期日及び日程

検査期日は、平成29年3月6日（月）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

##### (4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校）とする。

#### 4 面接及び適性検査

##### (1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

##### (2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。

##### (3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

##### (4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校）とする。

#### 5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

#### 6 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年3月21日（火）午前10時に、当該特別支援学校（松山城北分校にあつてはみなら特別支援学校）において、受検番号を掲示して行う。

#### 7 学力検査結果の口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成29年3月21日（火）から1月間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時（3月21日（火）にあつては、午前10時）から午後5時までに、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校）で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

#### 第3 専攻科入学者選抜

##### 1 出願

##### (1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成29年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

##### (2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

##### (3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、平成29年2月13日（月）午前9時から同月20日（月）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成29年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成28年3月31日愛媛県教育委員会公告）2(1)イ(イ)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成29年3月6日（月）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年3月21日（火）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

本科入学者選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 平成29年度愛媛県立特別支援学校高等部入学定員

学 校 名	学 科 名		入学定員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専 攻 科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24
みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
みなら特別支援学校 松 山 城 北 分 校	本 科	普 通 科	16
		産 業 科	8
今 治 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 ( 聴 覚 障 が い 部 門 )	本 科	普 通 科	8
宇 和 特 別 支 援 学 校 ( 知 的 障 が い 部 門 )	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 ( 肢 体 不 自 由 部 門 )	本 科	普 通 科	8
新 居 浜 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	32
		産 業 科	8
新 居 浜 特 別 支 援 学 校 川 西 分 校	本 科	普 通 科	8
計			330